

第1回 鎌倉市宿泊税等 観光財源に関する検討委員会

令和8年2月10日

資料1

■本会議の目的、検討経緯、宿泊税の導入に向けて

人口減少や少子高齢化といった社会課題が進行し、地域の経済活動の縮小が懸念される一方、鎌倉市においてはオーバーツーリズム解消、インバウンドへの対応、観光客の快適な受入環境整備といった複雑な観光ニーズへの対策と、住民生活の両立が求められております。

そんな中、当市では鎌倉市観光基本計画に基づき、観光客の受入環境の整備やオーバーツーリズム対策等を実行していくため、受益者である観光客から一定の負担を求める仕組みの導入も含め、宿泊税等の安定した観光財源の確保に向けた検討を進めていく必要があると考えております。

本委員会は、上記背景を受けながら、鎌倉市の観光の振興、観光課題の解消を目指した新たな観光財源の導入を検討するために設置をしております。

宿泊税等の観光財源の検討にあたり、関係者との合意形成は非常に重要な鍵と認識しており、この場で様々なご意見を頂きながら検討を深めてまいりたいと考えています。

■ 安定した観光財源を得ていく意義

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月改定予定

基本理念	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉	
目標	施策分野
I 観光がもたらす豊かさの実感	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 (2) 責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進 (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	(1) 分散型観光の推進 (2) 泊まる観光の推進 (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 (5) 観光案内の充実 (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり
III 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用
IV 人材育成・連携体制づくり	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり (3) 教育・学習と相互理解に関する機会の提供 (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす

計画案より抜粋

「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」を理念に、市民と観光旅行者双方が観光による豊かさを実感し、還元できる仕組みづくりに注力します。

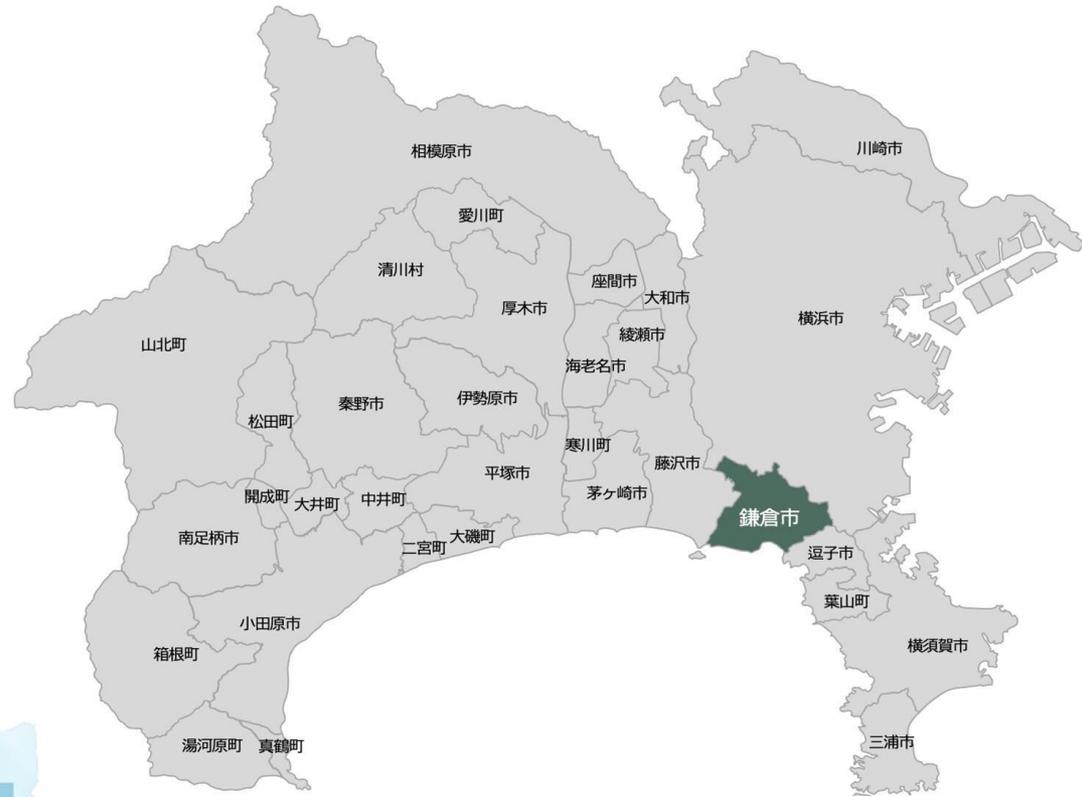
これにより、観光を通じて市民と観光旅行者双方が恩恵を共有し、地域の活力を高めることを目指します。

観光資源の保全と活用を支える基盤を構築するとともに、持続可能な観光まちづくりに向けて、人材育成・連携体制づくりに着手します。

各施策分野のアクションプランをより効果的に実施していくための新しい財源確保が必要

1 鎌倉市の現状について

■ 鎌倉市の概要



面積 : 39.66 km²
人口 : 170,206人 (R6.10.1)
世帯数 : 77,173世帯 (R6.10.1)

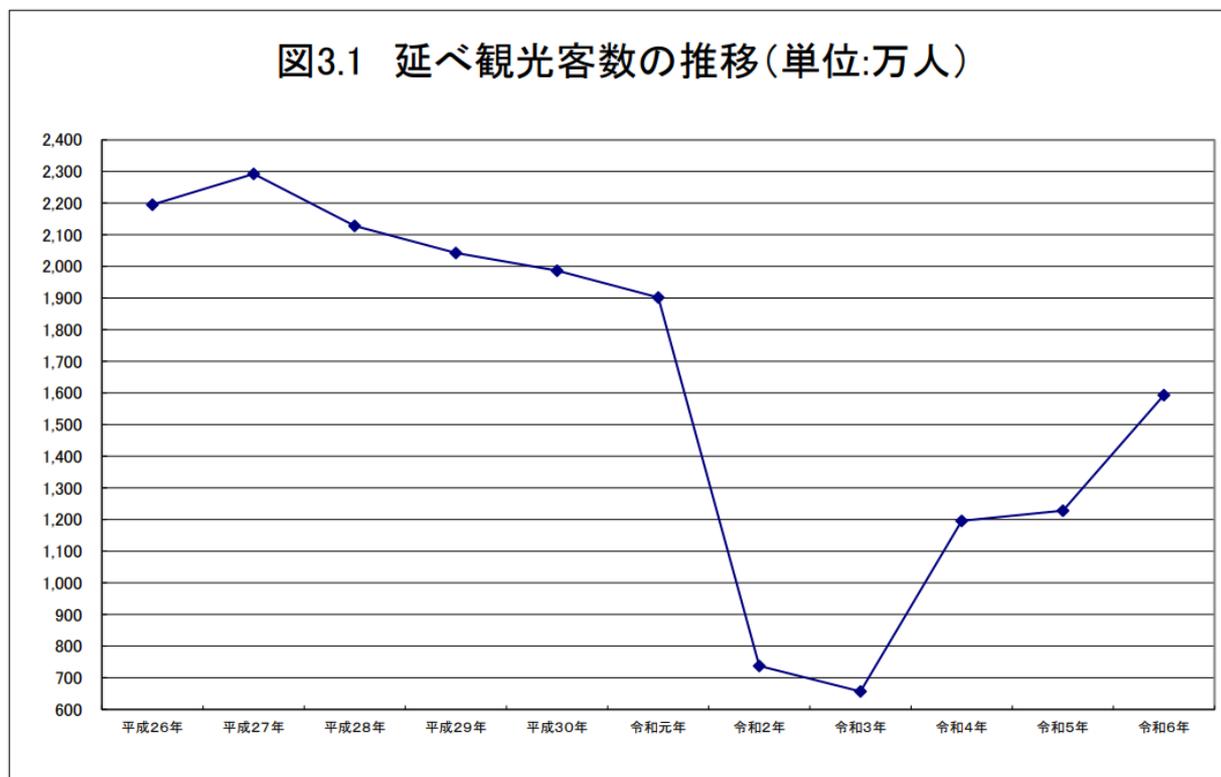
鎌倉市は神奈川県南東部の三浦半島の付け根に位置する都市です。JR横須賀線の駅が大船、北鎌倉、鎌倉の3駅に加え、江ノ電と湘南モノレールの2つの私鉄が、主に江ノ島に向かって走っています。

■ 延べ観光客数等の推移

(万人)

指標名	平成28年 (第3期計画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
延べ観光客数	2,128万人	2,042万人	1,987万人	1,902万人	738万人	657万人	1,196万人	1,228万人	1,594万人	—	現状維持	現状維持

※神奈川県入込観光客調査



コロナ禍以降、延べ観光客数は1,594万人と、回復傾向にあります。

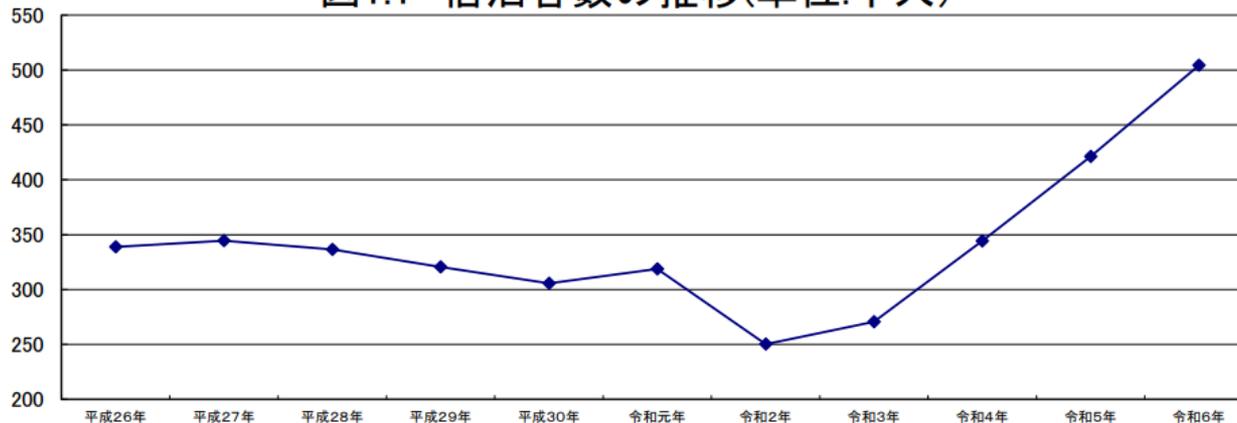
■ 市内の宿泊者数の推移

指標名	平成26年	平成27年	平成28年 (第3期計 画初年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	最低目標値 (令和7年)	目標値 (令和7年)
宿泊客数	33.9万人	34.4万人	33.6万人	32.1万人	30.6万人	31.9万人	25万人	27.1万人	34.4万人	42.1万人	50.4万人	37万人	40万人
宿泊客数 比率 (宿泊客数 /実観光 客数)	2.73%	2.98%	2.98%	3.22%	3.05%	3.13%	7.34%	8.71%	5.48%	6.50%	6.34%		

※宿泊客数比率は観光課調査による

宿泊客数調査は、市内の旅館、ホテル及び保養所など46施設を対象に調査しており宿泊者数は、前年比+19.7%、「実観光客数に対する宿泊客数」は前年比+0.11%です。

図1.1 宿泊客数の推移(単位:千人)



【参考データ】

市内宿泊施設数 ※県HPより
合計377施設

(令和7年9月30日時点)

①旅館業法許可施設数

215施設

- ・旅館・ホテル：48施設
- ・簡易宿所：167施設

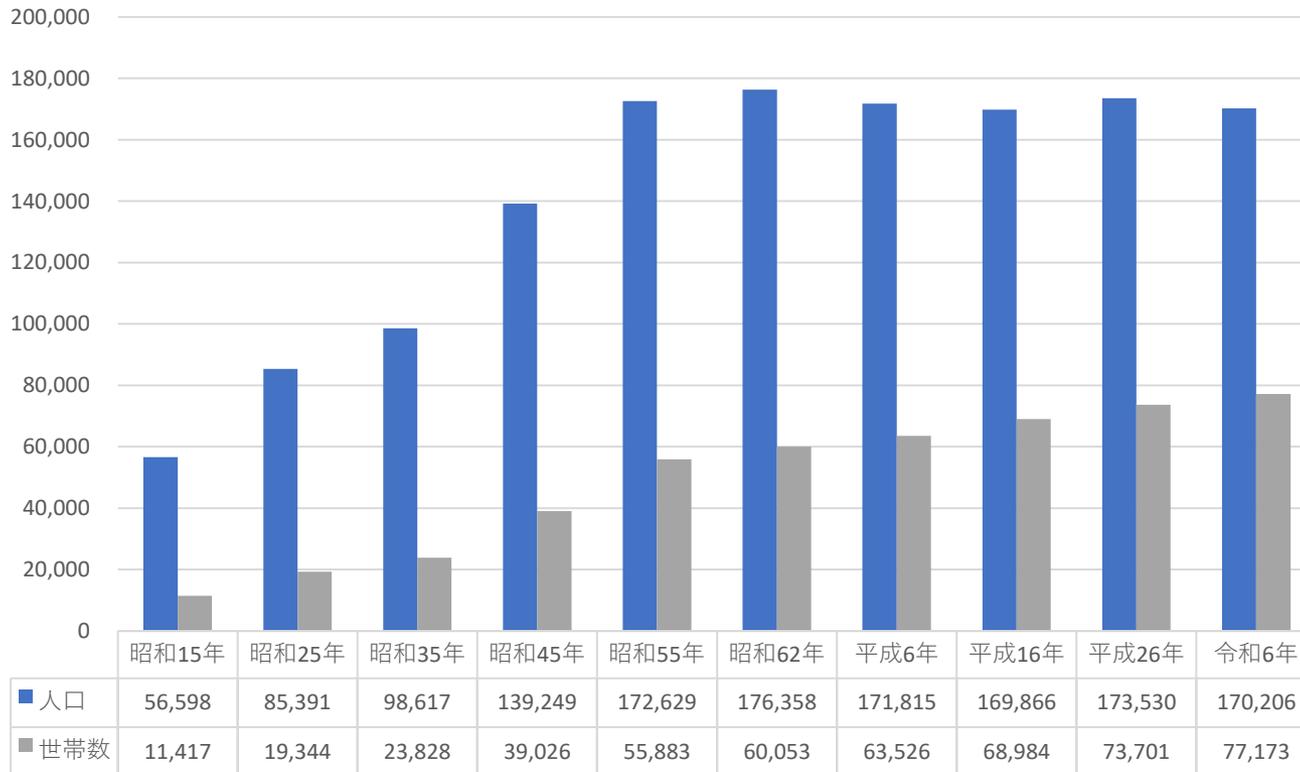
②住宅宿泊事業施設(民泊)

162施設

宿泊者数は、市が把握している数字では504,000人です。
しかしながら市内の46施設からの数字のため、実態はより多いことが想定されます。

■ 鎌倉市の人口・世帯数

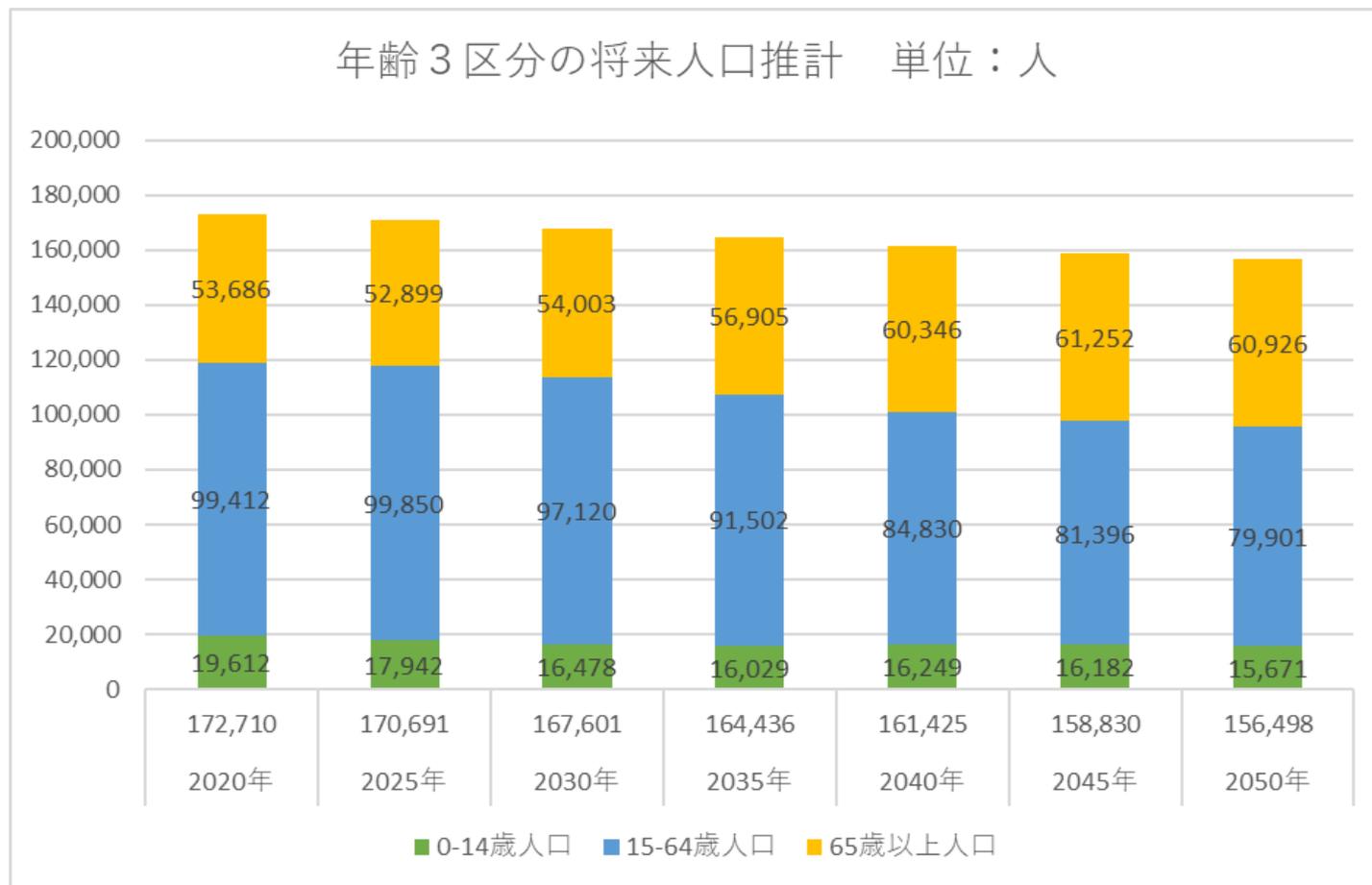
人口・世帯数の推移 単位：人、戸



直近の市の人口減少は、全国的に見れば緩やかな状況です。
国勢調査結果によると、総人口は1987年(昭和62年)の17.63万人をピークに、その後は微かに減少傾向で推移しています。

■ 鎌倉市の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



将来的な人口推移は、大幅な減少が見込まれ、同時に生産年齢人口も減少傾向と見られています。

2050年には市の人口が156,498人(2020年比 約▲9.4%)にまで減少するという試算があり、市の安定した財源確保は必須と言えます。

■ 市の財政状況(令和6年財源の内訳※決算額)

区 分		決算額 単位：千円
市町村民税	個人	17,362,932
	法人	1,687,077
固定資産税		13,795,466
軽自動車税		198,892
市町村たばこ税		811,668
目的税		3,399,279
内 入 湯 税		
	都市計画税	3,399,279
訳	その他	
	合 計	37,255,314

市の一般会計歳入の決算状況

一般会計
歳入総額
777億6,965万円

自主財源
64.7%

市税
37,255,313,636円
47.9%



分担金及び負担金
352,149,065円
0.5%

使用料及び手数料
1,176,758,693円
1.5%

財産収入
601,820,383円
0.8%

寄附金
2,681,470,416円
3.4%

地方交付税
21,466,000円
0%

諸収入
1,101,801,202円
1.4%

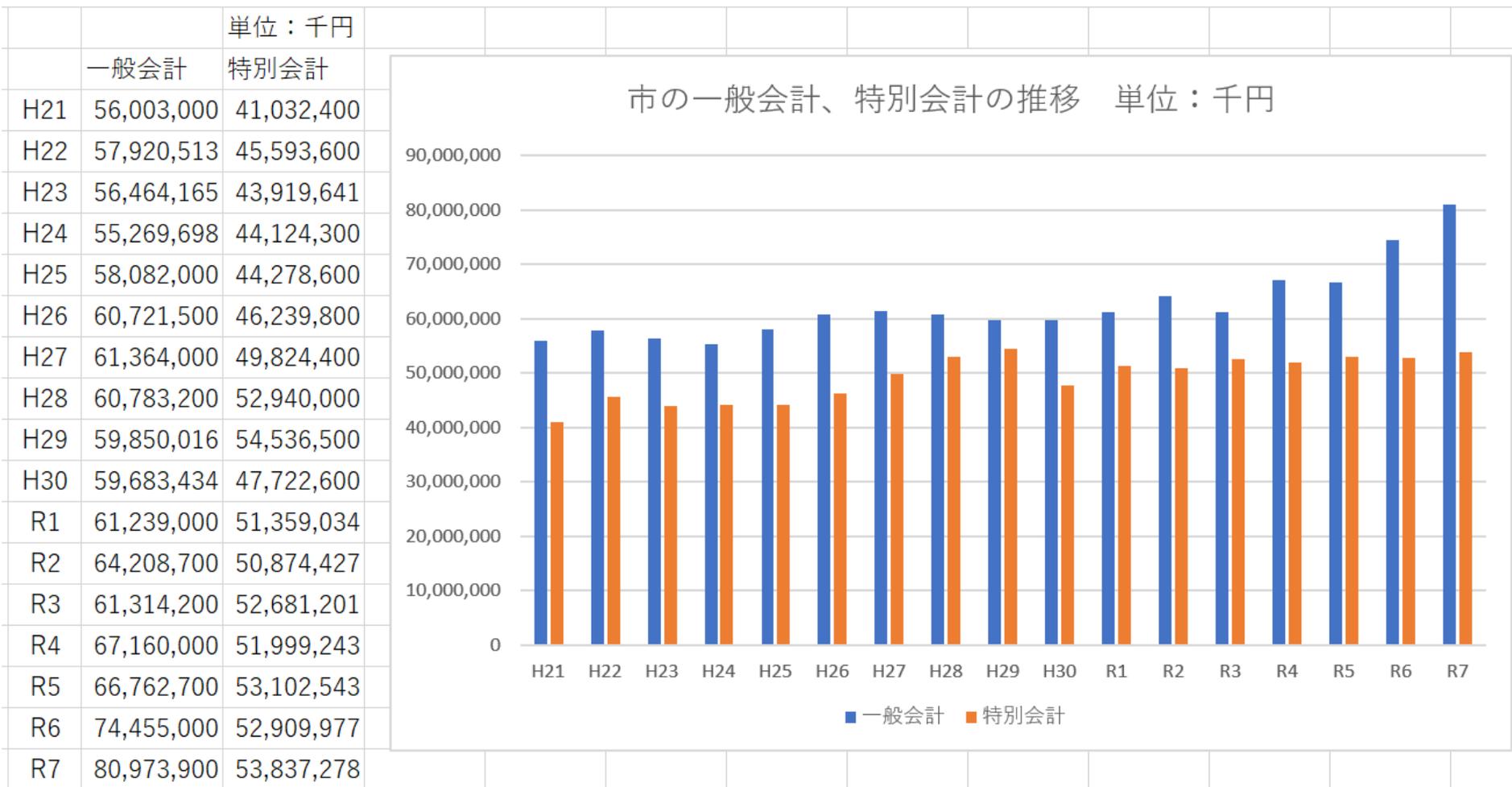
繰越金
3,252,775,693円
4.2%

繰入金
3,853,749,658円
5.0%

- 市税
- 寄附金
- 地方譲与税
- 法人事業税交付金
- 環境性能割交付金
- 国庫支出金
- 分担金及び負担金
- 繰入金
- 繰越金
- 繰入金
- 地方特例交付金
- 県支出金
- 使用料及び手数料
- 繰越金
- 配当割交付金
- ゴルフ場利用税交付金
- 地方交付税
- 市債
- 財産収入
- 株式等譲渡所得割交付金
- 自動車取得税交付金
- 交通安全対策特別交付金

本市の財政力指数(令和3~5年度の平均値) 1.08であり、普通地方交付税の交付を受けていません。しかし、一般会計歳入に占める個人の市民税が多く、将来的な人口減少に伴う税収減により、交付団体になる懸念があります。

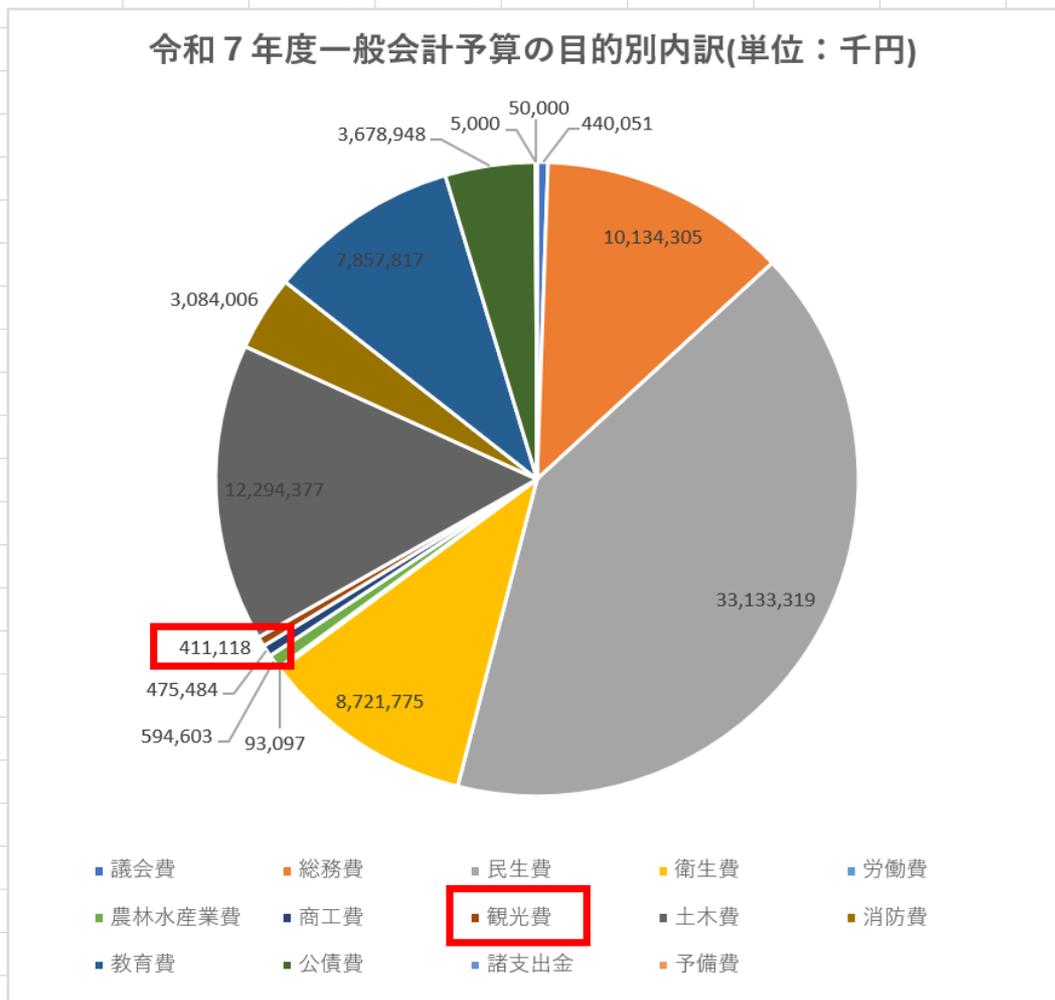
■ 市の財政状況(歳出予算の推移)



市の年度予算は、物価高騰、高齢化率の上昇、オーバーツーリズム対策、防災インフラ整備等の要因から、増加傾向にあります。

■ 一般会計歳出予算における観光費

区分	当初予算額		対前年度比較
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)
議会費	440,051	0.5	419
総務費	10,134,305	12.5	2,106,439
民生費	33,133,319	40.9	2,586,767
衛生費	8,721,775	10.8	1,808,555
労働費	93,097	0.1	3,416
農林水産業費	594,603	0.7	433,776
商工費	475,484	0.6	16,975
観光費	411,118	0.5	-370,286
土木費	12,294,377	15.2	1,785,452
消防費	3,084,006	3.8	-551,947
教育費	7,857,817	9.7	-860,348
公債費	3,678,948	4.5	-441,674
諸支出金	5,000	0	1,356
予備費	50,000	0.1	0
合計	80,973,900		6,518,900



観光費は令和7年度では約4.1億円で、市の一般会計予算に占める割合では約0.5%にとどまります。観光費のみの数値で公表している自治体は多くありませんが、鎌倉市と言えど予算規模は大きくありません。

参考：箱根町7.9億円(R6)、湯河原町3.6億円(R5)、日光市15億円(R6)、下呂市4.8億円(R7)

■ 観光関連予算の推移

単位：千円

	事業名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
予算	日本遺産	-	1,418	579	537	11,680	25,809	25,809
	観光運営	6,890	2,129	1,919	2,069	1,499	23,861	15,298
	観光振興	13,595	14,374	11,196	19,554	9,758	43,673	26,540
	観光振興支援	12,291	2,291	324,262	14,029	18,502	21,332	25,756
	観光協会支援	55,645	54,716	49,934	49,934	46,068	47,267	51,881
	大河ドラマ	-	-	-	339,504	-	-	-
	観光案内所運営	26,683	27,315	23,715	23,152	23,582	23,966	24,261
	観光施設整備	50,113	28,564	28,873	67,750	265,680	424,024	42,669
	海水浴場	102,425	107,480	118,741	114,328	122,148	120,731	129,919
	予算額計	267,642	238,287	559,219	630,857	498,917	730,663	342,133
決算	(参考) 決算額計	225,596	147,295	408,942	551,903	253,690	443,315	-

各事業の主な内容

日本遺産・・・日本遺産(文化庁の登録制度)事業の推進

観光運営・・・観光基本計画の策定

観光振興・・・観光マップ作成、HP作成、駅前ガイド

観光振興支援・・・花火大会、鎌倉まつり、ビーチフェスタ等イベント支援

観光協会支援・・・観光協会の補助

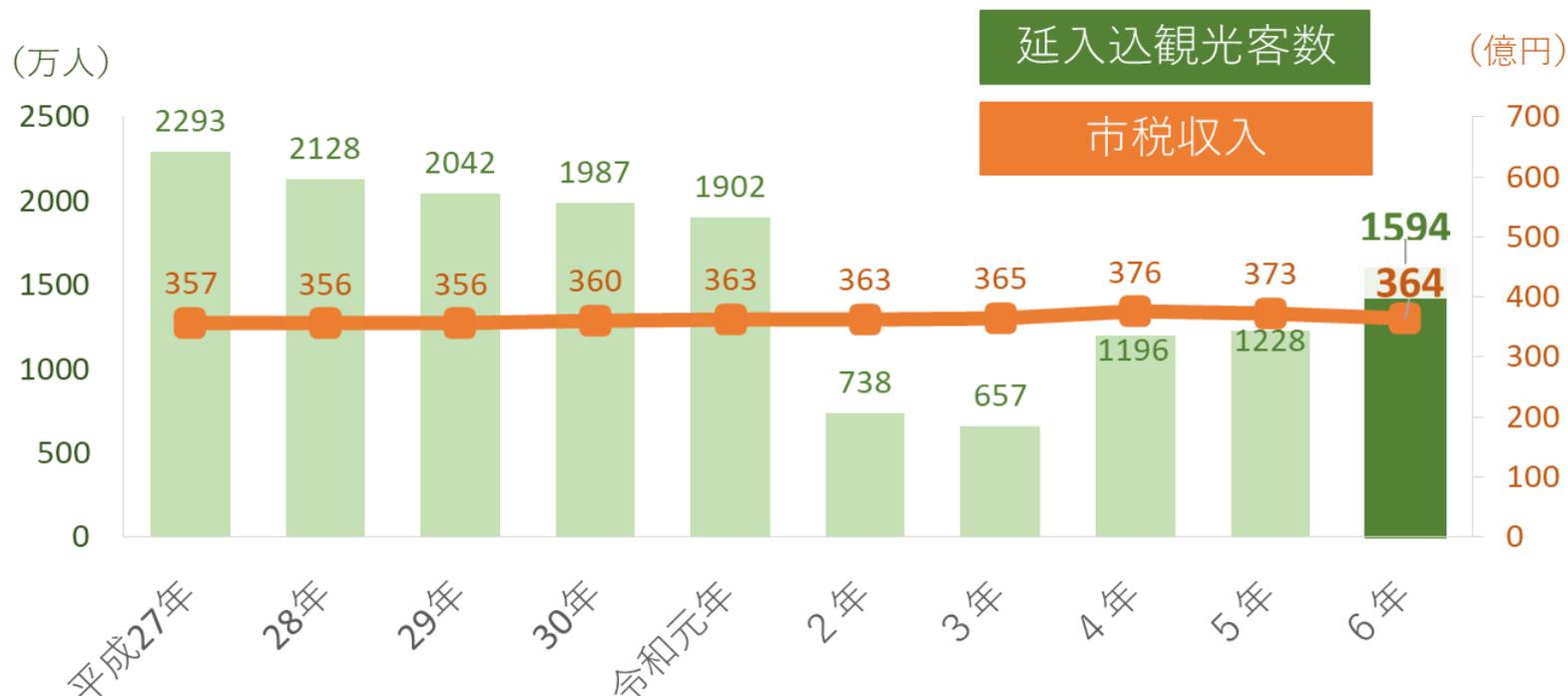
観光案内所運営・・・鎌倉駅前の観光案内所の運営

観光施設整備・・・案内板、公衆トイレ、ハイキングコース、屋外Wi-Fi整備等

海水浴場・・・市内3浜の海水浴場の設置運営

2 鎌倉市の観光特性・課題について

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(市税への影響)



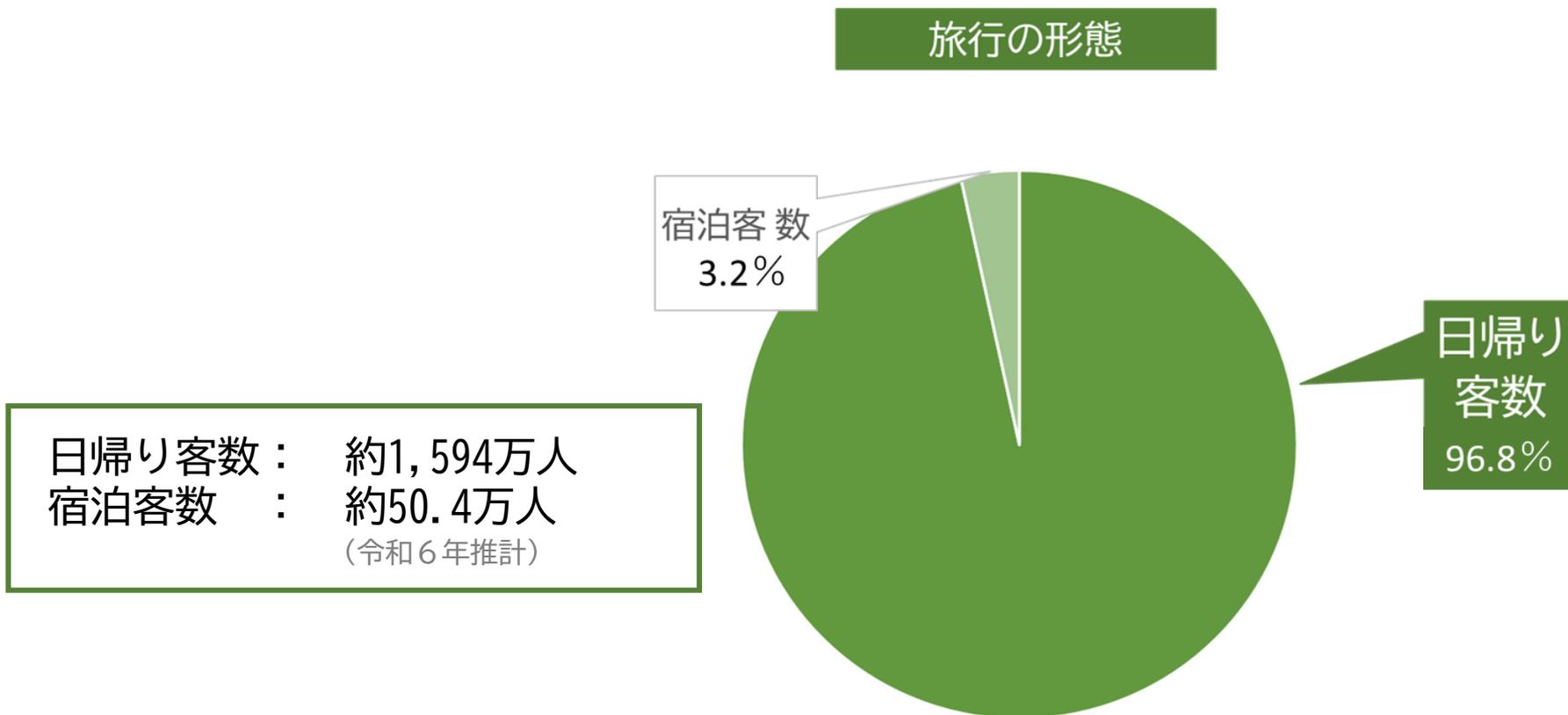
出所：令和6年入込観光客調査、年度別鎌倉市の財政情報 ※令和6年度の市税収入は予算額

市の延べ観光客数はコロナ禍等の影響で数字が大きく変わる一方、市の税収額は一定規模で推移しています。

⇒観光客数が市の財政に与えるプラスの効果は乏しく、受益者(観光客)負担の構造になっていない。

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(日帰り観光)

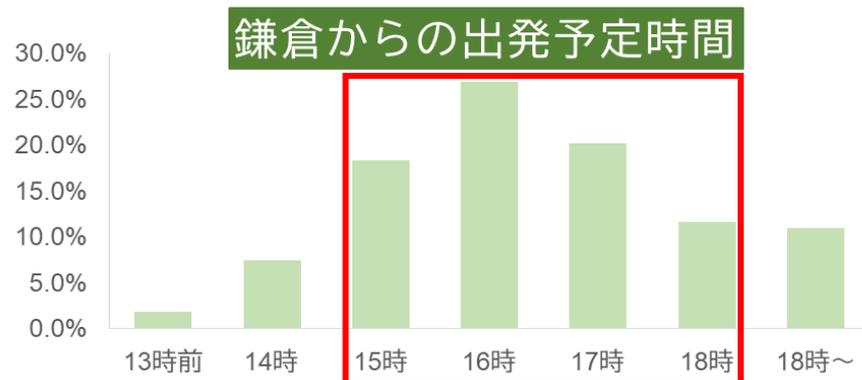
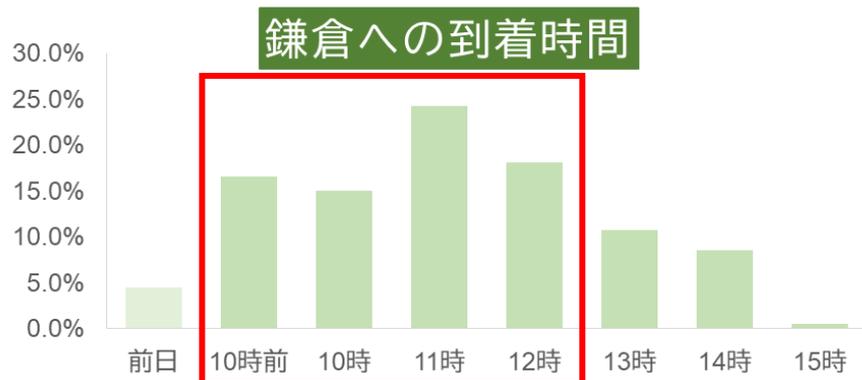
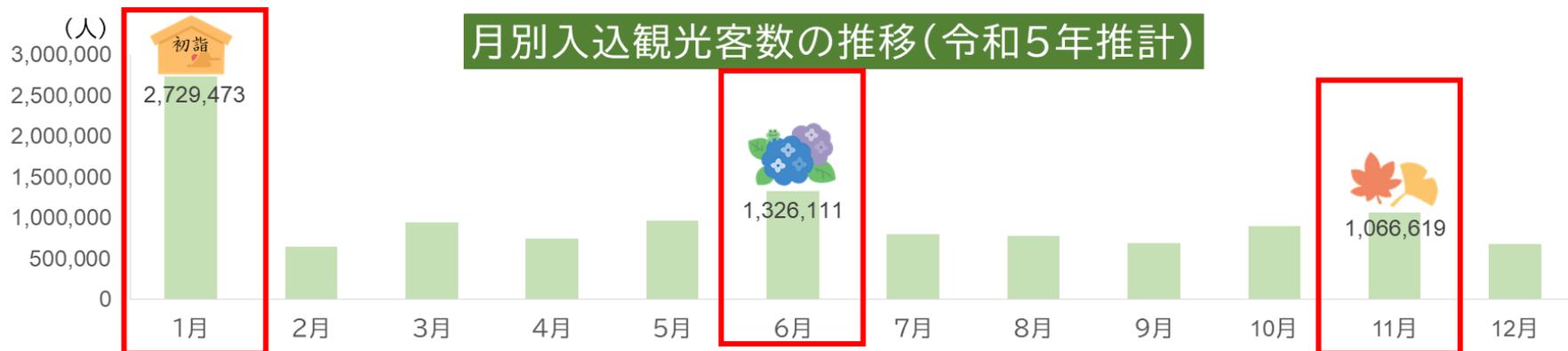
旅行の形態



出所：令和6年神奈川県入込観光客調査

首都圏から程よい距離感にあるが故、日帰り観光地としての性格が強く、観光消費額に繋がりにくい状況にあります。

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(集中型観光)



出所:「月別入込観光客数の推移」令和5年神奈川県入込観光客調査、「鎌倉への到着時間」・「鎌倉から出発予定時間」鎌倉市の観光事情-令和6年度版(令和5年度実績)-

観光客の来訪傾向に、季節的、時間的また地域的な偏りがあります。

- ・ 特定の季節や時期に集中
- ・ 日中の観光が大半
- ・ 市内の特定のエリアのみが混雑

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(過度な観光客密度)

長谷駅周辺



小町通り



鶴岡八幡宮



交通渋滞



鎌倉高校前駅

市内の特定のエリアのみが過度に混雑することにより、慢性的に観光客密度が高い地区が発生しています。近年では、本来は住宅地である鎌倉高校前駅の周辺でも、その影響が生じています。

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(特定エリア混雑)

報道でも多数取り上げられており、鎌倉市の観光課題を代表する事例をご紹介します。

- アニメで有名な踏切付近では、撮影のための迷惑行為が多数発生しており、外国人観光客が原因の事例も少なくありません。
- 踏切付近に、多い時は100人以上の滞留が常態化し、近隣の踏切や私有地でも、同様の行為が多数発生しています。

【連鎖的な課題の発生】

交通渋滞

歩道の混雑

迷惑駐車

ゴミやタバコの
ポイ捨て

私有地への
無断侵入

私有地での
排泄行為



■ 鎌倉市が新たな観光財源を得る意義

鎌倉市が抱える観光課題とその対応

慢性的なオーバーツーリズムや市民の住環境の悪化への対応

⇒ ・ マナー啓発 ・ 多言語への対応 ・ 警備員の派遣 等

日帰りや短時間滞在型の観光スタイルへの対策

⇒ ・ 泊まる観光、朝夜観光、滞在型観光の推進やPR活動や宿泊事業者支援 等

観光施設の整備、維持管理コスト

⇒ ・ 公衆トイレ、各種案内板、Wi-Fi環境の整備 等

観光客密度の高さ、混雑地、渋滞の解消

⇒ ・ 分散型観光の推進 ・ 交通対策 等

観光に関する連携体制の構築、人材育成

⇒ ・ 市内事業者支援 ・ 観光の担い手の育成、活動支援 等

将来的な少子高齢化(市の税収減、民生費増)がほぼ確実と言われる社会情勢下で、一方では国際的な観光客は一定数以上で推移していく見込みです。そういった背景の中、市民が必要以上の負担を求められないためにも『観光客が集中する都市を維持するための、観光に関する共通インフラ費用』を確保することは市の責務と考えています。

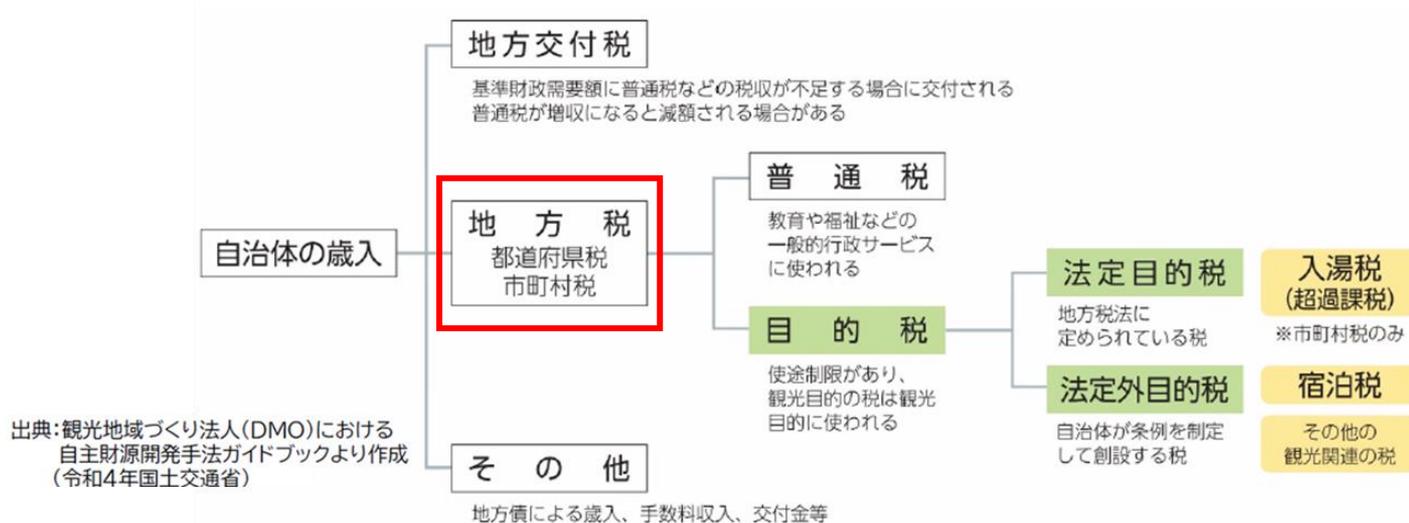
その実現のため、上記のような鎌倉市特有の課題に対応することを目的とした観光財源の確保を図るとともに、市の現状に即した課題を解消していくことで、市民や事業者の理解を得ながら制度構築を行っていきたいと考えます。

3 観光財源の種類、 比較・検討

■ 観光財源になり得る主なもの

国交省の『自主財源開発手法ガイドブック』等では、以下のものを主な観光財源の例として示しています。

財源の種類	概要
①地方税	都道府県や市町村が住民に課税するもの（法定目的税、法定外普通税、法定外目的税 等）下図を参照
②受益者分担金・負担金	特定の受益者から徴収して特定の事業に使われる仕組みに基づいた制度
③協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度
④使用料・手数料	行政財産、公共施設の使用、特定の者の提供する役務に対し、徴収するもの
⑤寄附金	ふるさと納税制度等の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄附金



■ 観光財源の具体的内容(一般的なものの)

財源の種類	具体的な内容や代表的な例
① 地方税	<p>法定目的税・・・「入湯税」 観光振興、環境衛生、消防施設の整備費等として、温泉や鉱泉を利用した際に入浴客に課される税 200～500円/1回程度 ※当市では導入済(令和8年10月課税開始)であり、150円/1回で年間500万の 税収を見込む</p> <p>法定外普通税・・・「歴史と文化の環境税」福岡県太宰府市 市内の有料駐車場を利用する観光客などに課され、得られた税収は歴史的 文化遺産の保全や観光環境の整備に充てられる 50～500円/1回</p> <p>法定外目的税・・・「宿泊税」 地域の観光振興や環境整備(ゴミ処理、景観保護など)を目的として、ホテ ル・旅館等への宿泊客に課される税 200円/1人1泊程度</p>
② 受益者分担金・負担金	公共下水道や農業集落排水施設など、その設備を利用できる環境が整う恩恵を 受ける対象者から、主に1回に限り徴収される制度
③ 協力金	<p>富士山保全協力金 世界遺産・富士山の自然環境保全や登山者の安全対策費用として、5合目以 上へ入山する登山者から募る任意の寄付制度 1,000円/1人 ※入山料に1本化され、R6で廃止</p>
④ 使用料・手数料	公民館、体育施設、駐車・駐輪場、公営住宅、文化・教育施設などの使用料 許認可申請、ゴミ処理など特定の行政サービスの利用時に徴収される対価
⑤ 寄附金	<p>ふるさと寄附金 応援・貢献したいと思う地方自治体へ寄附を行う制度 ※当市ではH27から導入済</p>

■ 観光財源の具体的内容

(過去に鎌倉市で検討に挙がっていた主なもの)

財源	内容
観光バス等への課金	【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・入域規制目的で行われている事例あり。 ・対象者の把握や徴収方法に課題があるが、日帰り観光客から取り得る手段となる。
社寺等拝観料への課金	【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・京都市や鎌倉市で過去に検討したが、寺社仏閣との合意形成が非常に困難と考えられる
ロードプライシング	【地方税、受益者分担金・負担金として】 ・税の公平性、徴収方法等に課題あり。
トイレの有料化	【使用料、寄附金として】 千代田区では有料トイレがあり、また海外では一般的。 ・市で寄附実績（R6年度に約90万円）あり。回収可能額と導入コストを踏まえた検証や、使用率の変化等の実証が必要。
ふるさと納税 GCF(ガバメントクラウドファンディング)	【寄附金として】 ・R6 実績約6,658万円 ・R7 鎌高前にて約350万円
入場料、入場税	【地方税、協力金、使用料・手数料として】 例 廿日市市：宮島訪問税 富士山：通行料・入山料 ・当市は局所的に人気があり、有効に区分できる適切なエリアが設定できれば、徴収は可能。

■ 観光財源の各特性・比較

赤文字 プラスの要素
青文字 マイナスの要素

財源の種類	安定性・継続性	受益と負担	規模等
①地方税	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づき徴収が義務付けられ、安定的で継続的な確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能 関係者との合意形成が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な税率設計や受益者の設定などにより規模の確保が可能 先行事例のある制度を導入することで、制度等の構築コストを抑えられる可能性がある
②受益者分担金・負担金	<ul style="list-style-type: none"> 税と似た仕組みで強制力がある 特定の事業に係るため、安定的であるが、徴収頻度が少ないため継続的な確保が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、受益者の特定が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の受益者からその事業の費用を徴収するため、規模は限定的 徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
③協力金	<ul style="list-style-type: none"> 任意の協力によるため、安定的で継続的な確保が難しい 条例制定等の必要はなく、導入が比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> 任意の協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> 任意の協力によるため、規模の確保が想定できない 徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
④使用料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 利用者や役務提供先がいれば、安定的、継続的な確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者や役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 徴収するための設備や制度等の構築コストが生じる
⑤寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 善意や協力に基づくため、安定的、継続的な確保が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない 	<ul style="list-style-type: none"> 善意や協力によるため、規模の確保が想定できない クラウドファンディング等、コストが少なく実施することも可能

⇒ 観光財源を検討する優先順位として、地方税に優位性がある

■ 観光財源となる地方税の掘り下げ①

・ 法定目的税

事例としては入湯税が主流ですが、当市では同税を令和8年10月から課税開始をします。

安定的かつ継続的な財源確保が可能ですが、導入決定直後の制度につき、超過課税とすることへの理解は得られないと考えられます。

・ 法定外普通税、法定外目的税

赤文字 プラスの要素
青文字 マイナスの要素

種類	特性
法定外普通税 例：歴史と文化の環境税(駐車場利用料)や別荘等利用税	<ul style="list-style-type: none">・ 安定的、継続的な確保が可能・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の事業への財政需要を満たすことが難しい
法定外目的税 例：宿泊税、乗鞍環境保全税(駐車場への進入)、環境協力税等(村への入域)	<ul style="list-style-type: none">・ 安定的、継続的な確保が可能・ 受益と負担の関連性が明確である・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる

⇒ 地方税の中でも、法定外目的税に優位性がある

■ 観光財源となる地方税の掘り下げ②

法定外税の状況

(令和7年4月21日現在)
(令和5年度決算額)
(単位:億円)

令和5年度決算額 817億円 (地方税収額に占める割合 0.19%)

1 法定外普通税 [542億円(23件^{(※1))]}

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	293
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	196
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県 ^(※2)	-

計 14件 511

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税 ^(※3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)、むつ市(青森県) ^(※2)	17
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
宮島訪問税	廿日市市(広島県)	2
非居住住宅利活用促進税	京都市(京都府) 施行時期未定 ^(※4)	-

計 9件^(※1) 31

2 法定外目的税 [275億円(48件^{(※1))]}

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(※5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	70
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	86
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.04

計 31件 157

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	11
使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
環境協力税等 ^(※6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.6
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、二セコ町(北海道) ^(※2) 、常滑市(愛知県) ^(※2) 、熱海市(静岡県) ^(※2)	102

札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、北海道赤井川村、宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県^(※7)

計 17件^(※1) 118

合計: 71件(法定外普通税23件^(※1)、法定外目的税48件^(※1)) / 実施団体数: 58団体(34都道府県、24市区町村^(※1)) (重複除き)

*1 件数には、令和7年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。
 *2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、使用済核燃料税(むつ市)は令和6年9月24日に、宿泊税(二セコ町)は令和6年11月1日に、宿泊税(常滑市)は令和7年1月6日に、宿泊税(熱海市)は令和7年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。
 *3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料貯蔵施設への使用済核燃料の貯蔵を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
 *4 非居住住宅利活用促進税(京都市)は令和5年3月24日に総務省の同意が行われたが、令和7年4月1日現在、施行時期は未定である。
 *5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(島根県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
 *6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、まち島根(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入城を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
 *7 条例制定・総務大臣同意後だが未施行の宿泊税。なお、施行予定日は、高山市・下呂市は令和7年10月1日、北海道赤井川村は令和7年11月1日、松江市は令和7年12月以降、宮城県及び仙台市は令和8年1月13日、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、広島県は令和8年4月1日である。
 *8 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

⇒総務省公表の資料によると、法定外目的税の中でも宿泊税の税収額が際立っており、まずは『宿泊税の導入』を主軸とし、検討を進めていきたい。